

＜返戻金制度の内容＞当組合が紹介した人材が自己都合により雇用開始日から 90 日以内に退職した場合、当組合は求人事業者から受領した紹介料の 50%を返金します。

返金は、求人事業者が退職日から 30 日以内に当組合へ書面または電子メールにより通知した場合に限り行うものとします。

ただし、求人事業者による労働条件の不履行、契約違反、または法令違反により退職した場合は返金の対象外となります。